川内村選挙管理委員会告示第２４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条の２第２項の規定により、福島県双葉郡川内村条例制定（改廃）請求者署名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供します。

令和８年８月２１日

川内村選挙管理委員会
委員長　齊藤　美喜男

１　縦覧の期間　　令和８年８月２１日から同年８月２７日まで

２　縦覧の場所　　福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡１１番地の２４
川内村役場　応接室